

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年11月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000127号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000063号

第1 結論

請求者のA社(平成20年7月*日にB社と合併)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年10月31日から平成2年11月1日に訂正し、平成2年10月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成2年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで

A社の退職日を明確に記憶している訳ではないが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成2年10月31日、被保険者期間は2か月と記録されている。しかし、給与明細書では3か月分の厚生年金保険料が控除されているので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主(以下「当時の事業主」という。)は、確認できる資料はないが、同社の給与締切日は月の末日であり、厚生年金保険料は正しく計算して控除していたことから、請求者が給与締切日の前日に退職したとは考え難く、誤って請求者の退職日である平成2年10月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として手続を行った旨回答及び陳述している。

また、当時の事業主は、請求者から提出された8月分、9月分及び10月分の給与明細書について、平成2年にA社が請求者に支払った給与の明細書である旨回答及び陳述しているところ、請求者は、請求期間に同社から15万円の標準報酬月額に相当する給与(14万8,000円)の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(1万350円)を事業主により給与から控除さ

れていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、平成2年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000159号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000064号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年12月20日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求期間①は、A社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧及び平成25年分所得税源泉徴収簿により、請求期間②は、同社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧、平成26年7月分給料支払明細書控(賞与)及び平成26年分所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された平成26年7月分給料支払明細書(賞与)により、請求者は、同社から、いずれの請求期間も標準賞与額15万円に相当する賞与(15万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万2,840円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、

年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 20 日及び平成 26 年 7 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000160号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000065号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年12月20日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求期間①は、A社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧及び平成25年分所得税源泉徴収簿により、請求期間②は、同社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧、平成26年7月分給料支払明細書控(賞与)及び平成26年分所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から、いずれの請求期間も標準賞与額15万円に相当する賞与(15万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万2,840円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与に

係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000161号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000066号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年12月20日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求期間①は、A社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧及び平成25年分所得税源泉徴収簿により、請求期間②は、同社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧、平成26年7月分給料支払明細書控(賞与)及び平成26年分所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から、いずれの請求期間も標準賞与額15万円に相当する賞与(15万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万2,840円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与に

係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000162号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000067号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月20日及び平成26年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年12月20日
② 平成26年7月10日

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求期間①は、A社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧及び平成25年分所得税源泉徴収簿により、請求期間②は、同社から提出された当該期間に係る賞与支払一覧、平成26年7月分給料支払明細書控(賞与)及び平成26年分所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から、いずれの請求期間も標準賞与額15万円に相当する賞与(15万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万2,840円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月20日及び平成26年7月10日の賞与に

係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。